

研究活動上の不正行為への対応

本学は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為が生じた場合に適正に対応するために、「関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等を定め、責任体制・調査体制などを整備し、研究活動上の不正行為の防止に取り組んでいます。

責任体制

統括責任者：学長

研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

研究倫理教育責任者：学部長

研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持ち、本学に所属する研究者等に対し、定期的に研究倫理教育を実施する。

運営管理体制

pdf [関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程](#)

研究活動上の不正行為に関する告発等

・本学が使用する公的研究費の不正使用の疑いをもたれた場合に、大学内外の方どなたでも、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、以下の告発窓口にご報告することができます。告発は、原則として、顕名によるものとしますが、必要と認める場合には匿名も可とします。

・また、告発者が告発をしたことを理由として、当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように適切な措置を講じるとともに、解雇その他の不利益な措置等を行わないものとします。

【受付窓口】

〒373-8515 群馬県太田市藤阿久町 200 番地

関東学園大学 学長室

TEL 0276-32-7866 FAX 0276-31-2708

E-mail usgakuchoshitsu@kanto-gakuen.ac.jp

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

土曜日（出勤日）9時～11時30分